

文明史の観点から見た21世紀の世界

大沼保昭

※本稿は、2014年12月9日に東洋哲学研究所で研究員を対象に行われた講演をまとめたものです。〔〕内は編集部注です。

はじめに

ご紹介をいただきまして、ありがとうございます。わたしの専門は国際法学ですが、「国際法」というのは法学の中で一番法学らしくないと言いますか、一部の国内法学者からは、そもそも法学の一分野であると言

えるのかどうか、疑いをもって見られる学問分野です。ただ、むしろ国際法学には、一つのディシプリンとしてそれなりの方法と課題、蓄積はあるわけです。これに対して、文明論というのはあらゆる専門の学問から見ても、正直「いかがわしい」ものです。トインビーであろうとシュペングラーであろうと、誰の文明論であろうとも、歴史学なり宗教学なりの専門学者から言えば、隙だらけのものであらざるを得ない。

これは文明論の宿命的な、避け難い問題です。ただ、文明論のような全体を見通すものがなければ、個々の



講演する大沼氏（東洋哲学研究所で）

専門学というのは全く相互の関連性を失った、重箱の隅をつつくものとして、極端に言えばほとんど趣味の世界に生きる、相互に関連性を欠く孤立した営為たらざるを得ない。そういうわけで、わたしは何とか専門学としての自分の国際法学を活用したうえで、大胆に越境して文明論に少しでも接近していこう、逆にまた、文明論の観点から自分の国際法学を相対化して、全体の中に位置づけることを試みる、ということをやつてきたわけです。

国際法学は近代に生まれた国際法を対象とする学問ですので、わたしの議論の中心は近代にならざるを得ません。もちろん文明は古代から脈々と今日まで続いています。わたしはそちらのほうも多少はかじっていますが、自分の専門がやはり15〜16世紀から問題となってきた「国際法」なので、近代を中心に21世紀世界を位置づけることにします。ただ、その際には古代からの多様な文明史を意識しながら位置づけてみようと考えてるわけです。キーワードとしては、「法」と「力」、「イデオロギー」、さらに「認識」「枠組み」、そして「知

の力」、大体そういったところになるかと思っています。

コミュニケーションの道具としての国際法

社会を運営するには「法」が必要です。文明が登場して以来、「法」はいかなる社会でもつくられ、社会を運営する道具として用いられてきました。道具であると同時に、「法」はこの社会の支配的な人々の価値と利益を体现するイデオロギーでもある。ですから、各国の法制を調べれば、そこにおける支配のあり方というのが自ずと見えてきます。今日、王位の世襲を規定する法は例外的ですが、これはかつて極めて一般的でした。法は時代の支配的な力を体现しているわけです。

法は、一方で力を一定程度制御します。「法なき社会」というのは力がそのまま発動される社会ですから、社会構成員の利益が剥き出しの力によって侵害される可能性がある。それは恐るべき社会であって、法は一般には一定程度力を制御する役割を期待され、実際そういう役割を果たします。しかしながら、法は力によって生み出されるものであり、また力によって破られる。

支配者は必要な場合には、ときとして法を破って行動するわけです。

法は規範ですから、社会を構成する人々の規範意識に合致し、その規範意識を体现するものと一般に考えられています。法は、そういうものとして力あるいは支配を正当化あるいは正統化します。この「正当化」「正統化」ですが、わたしは使い分けをしております、本来正しいかどうか疑問のある力や支配を正しいものとするのが「正当化」、本来的に規範意識に合致する力を、そのようなものとして表象して体现することを「正統化」と一応呼ぶことにします。

法は同時に、力と力がぶつかり合ったときに、この関係を媒介するコミュニケーションの道具であり、さらに人々の社会認識を構成する観念的な道具でもある。たとえば、「戦争法」を考えていただくとかわかりやすいのですが、互いに対立している国が休戦協定を結ぶ、あるいは講和を結ぶときには、「法」を媒介にして結ぶわけです。

相互に対立する政治体が暴力で対決する場合には、

何らかの共通のコミュニケーションの道具がなければ共滅するか、あるいは、一方が片方を完全に打ち破って全滅させるところまで行かざるを得ない。それを、何とかそこに至らないでそこその関係でお互いに生存を確保するためには、まずは共通の言葉が必要です。そこで、言葉が違う対立する政治体同士では、通訳を介してコミュニケーションを行う。

しかし、もちろん言葉だけでは講和・和平はできない。和平には利益の均衡なり利益の交換が必要です。さらに、その利益の交換をお互いに共通の枠組み、観念で理解し合う。そのことによって、お互いに利益の均衡があるということを確認できて初めて、講和というものが成り立つわけです。

ところが、それぞれが違う言語、違う考え、枠組みをもっている、そこでは共通の利益を図る道具がないわけですから、法がそれを提供する。特に国家間の価値体系は極端に異なるので、これを結ぶコミュニケーションの道具としての「国際法」の役割が非常に重要になります。

さらに、法は人々の社会認識を構成する観念的な道具でもあります。たとえば、わたしたちは中国との間に尖閣諸島を巡る問題があると認識しますが、なぜ尖閣諸島を巡って中国との間に問題がある、あるいは対立する状況があると認識できるのか。それは、わたしたちが領土、主権、海洋、領海といった概念を共有していて、そういう概念を駆使することによって、わたしたちはたとえば「尖閣諸島は本来日本の領土であるはずなのに、その主権を破って中国船が入ってくる。したがって、これは問題である」というように自分の頭の中で構成するわけです。

人々はそうした構成作用を普段、意識することはありません。それでも、無意識のうちに国際法上の概念がわれわれの頭の中に入り込んで、そういう認識を構成することを助けているわけです。もちろん、国際法に限らずあらゆる分野の概念——たとえば憲法、民法、経済学等々——が、無意識のうちにわたしたちの認識を構成するのに役立っているわけですが、国際法もそういう観念的な道具の一つであるわけです。

これに加えて、法は社会構成員の共通了解を体现するものです。最も典型的には憲法がそうですね。憲法は、国内でその時代の社会構成員が共通の価値・利益と考えているものを体现します。「国民主権の原則」とか、「人権尊重」というのは、日本の大多數の構成員が基本的な原理として了解している、それを体现しているわけです。同様に、国連憲章は国際社会において諸国家間の武力不行使を体现する。国際人権規約は、人権を尊重し、各国がそれを保障するという国際社会の共通了解を体现しているわけです。

そういうことを前提として、「文明史の観点から見た21世紀の世界」というものを、「国際法」を一つの手掛かりとして見てみたい。その場合の国際法というのは国際法秩序全体を指し、それは社会規範としての法だけではなく、その定立実現のメカニズム等、様々なものを含む一つのシステムです。

「中国の夢」の位置づけ

次に、「中国の再超大国化」について考えてみましょう

う。わたしどもはここ10年ぐらい、中国の急速な台頭を嫌でも意識せざるを得ない状況にあります。さらに、中国に続いてインドも台頭しつつあって、中国ほどではないにせよ、将来、「超」がつくかどうかは議論のあるところでしょうが、世界の大国の一員となるだろうことが専門家によつて予測されています。

もちろん、中国が将来的にいまのような発展を続けるかどうかについては、悲観論も出ています。それでも、一般的には中国がこのまま発展を続けて、恐らくあと10年内外で米国を抜いて世界一の経済超大国となり、その後は圧倒的な存在になっていくであろう、それに伴って、軍事的な能力においても米国に迫いつき、さらに米国を上回るような経済・軍事の超大国になる可能性がある。こういった予測は、いろいろな専門家からなされているところです。

こういった中国の急速な台頭を支えているのは、強烈な被害者意識であり、同時に非常に長い文明によつて育まれてきた中華意識です。皆さんもご存じかもしれませんが、「百年国恥」という言葉が現在の中国にあ

りまして、中国のおよそ子どもから大人まで、ほとんどの中国人が共有している言葉です。どういうことかといいますと、1840年に起こったアヘン戦争以来の約1世紀半、これが百年国恥、つまり国の恥の時代であるというわけです。「中国人と犬は入るべからず」という立て札が上海の租界に立っていたという話があり、これが事実であつたかどうかは実証史的には検討の余地があるようですが、中国人が犬と同じような扱いを受けた、屈辱の百年があつたという認識を現在の中国人は共有しているわけです。

それを踏まえて出て来ているのが、習近平の「中国の夢」というスローガンです。わたしは「中国の夢」ということを聞いたときに、ほとんど反射的に「大東亜共栄圏」を思い出しました。中国が「百年国恥」という意識にさいなまれて富国強兵の道を歩んでいるというのは、日本が19世紀から20世紀前半にかけて、人種差別に対する強い反発をもち、白人支配の国際秩序に挑戦するという形で、自らの野望を正当化した大東亜共栄圏と重なる部分があるのではないかと。わたしは

そう考えざるを得ませんでした。

もう一つは、中国の長い歴史を踏まえての考えですが、中国は歴代王朝が栄枯盛衰を繰り返しております。中国に巨大王朝ができてそれが外部に与えるインパクトは巨大なものがあります。中国のGDPないしGNI（国民総所得）は歴史を通じて20%強から3分の1であつたという研究があります。ここで、1840年——アヘン戦争の年で、清朝はすでに衰えつつあつてイギリスに敗れるわけですが——の世界の製造物生産高において、中国とイギリス（インド等の植民地を除く）の占める割合を比較してみます。

当時イギリスでは産業革命が始まっておりますが、そのイギリスの世界の製造物生産高に占める割合がどのくらいであつたか、皆様にお訊きます。わたしのほうから、世界の半分、3分の1、1割、5%と、四つの選択肢を示しますのでお答え下さい。約50%と思う方はいらっしゃいますか（2、3名）。約3分の1と考えられる方（大体半分）。約1割と考える方（ゼロ）。約5%と考える方（3名）。最後の方々が正しくて、約

4%とのこと。では、清朝はどのくらいであったか。約5%と思われる方（ゼロ）。約1割と考えられる方（ゼロ）。約3分の1と考えられる方。約5割と考えられる方、これはちょっと過大評価ですね。実は、約3分の1とのこと。

つまり、イギリスがアヘン戦争で清朝を破った1840年ですら、イギリスの製造物生産に占める割合は、清朝の8分の1くらいにすぎなかったようです。これが19世紀末になると完全に逆転して、イギリスは3分の1までいきませんが、急速に増えます。ドイツや米国も急激に発展しますので、ヨーロッパと米国を合わせると世界の80%以上を占め、清朝は数パーセントに落ちてしまったといわれる。たった50年で劇的な変化が起こったわけです。

1840年頃の清朝の3分の1という数字は、中国歴代王朝の中でも高いほうだったようで、大体20%台が多かったといわれています。現在、米国のGDPないしGNIの世界に占める割合が22%程度のもので、中国はそれに追いつきつつあるわけですが、仮に米

国に取って代わって世界の2割強を中国が占めるようになる、これはいつてみれば歴史の「常態への復帰」ということになる。人類の歴史は、大ざっぱに言えばずっとそういう中国中心の歴史だったといえるわけであって、この150年がたまたま例外だったとも考えられる。だとすれば、21世紀に中国が超大国化したら、それは歴史の常態への復帰にほかならない、そう考えることができるわけです。

欧米的「進歩史観」「欲望の解放」が世界化

では、そのように歴史的に例外的な19世紀から20世紀という時代は、どういう時代だったのか。さらに、わたしたちの多くが生きてきた20世紀の時代とは、どのような時代だったのだろうか。様々な性格規定ができるでしょうが、19世紀はヨーロッパの時代で、20世紀は米国の時代であった。これは一つの端的な規定の仕事ですね。

19世紀にヨーロッパは英仏を中心に植民地帝国を確立しました。世界のほとんどの地域がヨーロッパの支

配下あるいは影響下に陥った。19世紀後半はそういう中で欧米の人々の「文明化の使命」という傲慢な使命感が支配した時代でした。20世紀に入ってそういう傲慢な普遍主義は否定されるようになりましたが、欧米から発せられる普遍主義的な理念が世界を覆うという形はそう変わらなかった。普遍的な人権にしろ民主主義にしろ、普遍的な価値であるとされる構造は変わらなかった。むしろ20世紀には米国の巨大な発信力によって欧米中心の近代文明は徹底的に世界化した。

こういった20世紀文明は、文明史的に見ていろいろな特徴をもってあります。

その一つが、系統的な正統性を断ち切った、同一世代内的な価値を重視する文明ということです。19世紀までの文明は、どの地域でも系統的な正統性を中心とした支配・統治のあり方、社会運営のあり方が支配的でした。王朝を始めとする様々な支配階級は基本的に系統的な正統性を受け継ぐものであり、もともとの系統を辿っていった過去の何らかのものが高く評価される。先祖崇拜はかなり普遍的に見られる現象であり、

王朝的な正統性でも始祖が尊重される。そして、血統ないしは疑似血統によって現在の支配が正当化される。婚姻は、シニアメンバーによるお見合いが支配的です。それは、子孫を産み育てることは共同体にとって重要です。若い者の恋愛沙汰に任せておくわけにはいかない。より知恵をもったシニアメンバーが結婚をアレンジして、若い世代に子どもをつくらせる。そういう系統的な正統性が重視された時代が人類の歴史の大半を占めていたわけです。

ところが、西洋がつくり出した近代は、いろいろ思い切ったことをやりました。「個人の尊厳・平等」の唱導とその実現という、人類史的に信じ難い、途方もないことをやりました。その個人の尊厳が進歩・発展の観念と結び付く。時代と共に人類が進歩・発展するという観念が流布し、それが一般化する。過去は無価値化され、未来が価値化される。ただ、自分にとって都合のいい過去が選択的に価値化される。西洋の場合は古典古代のギリシャ・ローマ文明が選択されて、これが価値化される。中世は暗黒の時代として無価値化さ

れ、ルネッサンスが唱導された。

日本は「脱亜入欧」路線で、単線的な進歩史観を採りました。先進国である欧米に追いつき追い越せ、他のアジア・アフリカの諸民族は遅れている、という単線的な進歩史観の下に、富国強兵政策が採られた。その中で過去から続く天皇・皇室が例外的に選択されて価値化され、その絶対的価値化によって日本国民の統合がなされ、その下で単線的な進歩史観が共有されるという組み合わせだったわけです。

これは西欧でも米国でも、また日本においても非常に成功した選択であり、価値化でした。人は先祖の呪縛を断ち切ることによって自由を獲得し、資本主義経済と主権国家体制という、人間の欲望を解放する体制の下で激烈な競争を行う。全体としては大変な底上げがあつて、20世紀は経済的には人類史上かつてない繁栄を享有する時代になったわけです。近代文明がもたらした利益は大変なものであつて、わたしたちはかつての王・皇帝よりも長生きだし、素晴らしい医療を受けることができる。

わたしはかつて北京の故宮に行つて中国の皇帝がいた部屋に入ったとき、きれいな石造りですが、北京の冬は寒いだろうと思つて、「ここは、暖房はどういうものだったのですか？」と訊いたら、火鉢を置いておくと言われた。「いや、北京の冬は寒いから、それだけだと皇帝は寒くて困つたでしょう。どうしたんですか？」と訊くと、ガイドは至つて簡単に、「いや、重ね着をするんですよ」。わたしは思わず、「中国の皇帝は、朝鮮の農民よりも不幸でしたね」。朝鮮の農民はオンドル、床暖房があるので、皇帝よりも暖かい、幸せな生活を送れたのではないか。これは冗談ですが、21世紀のわたしたちが前近代の皇帝よりも物質的に素晴らしい生活を送っているのは確かですね。

このように20世紀文明は、大多数の人類にとって大変な価値をもたらしましたが、他方で、欲望を全面解放させた20世紀文明は、環境問題という深刻な問題を生み出してしまった。地球環境問題は同一世代内の価値・利益を極大化する近代文明では片がつかない問題です。たとえば、近代文明を自明視するわたしたちの

観点からは、人権は至上価値化されているわけですが、同一世代内で「切り札」として考えられる人権も、世代間の公平、将来の世代のために生活スタイルを抑制するという観点から言くと、制限をせざるを得ないかもしれない。そういう非常に重大な問題を提起しているわけです。

こういう近代文明をもたらしたのは、基本的にヨーロッパ諸国であり米国であって、それは自信に満ち溢れた文明でしたから、傲慢で差別的な文明であって、非欧米人に対する強い偏見と優越感をもっていました。それに対して、日本が日露戦争でロシアを破ったのは、非欧米人から見れば大変な快挙でした。有色人種が白人ロシアを破った、と。時は20世紀初頭、人種主義が最も激しく世界中を覆っていた時代だったので、その衝撃はいつそう強かった。その後日本は調子に乗って朝鮮を植民地化し、中国その他の国々を侵略し、第二次大戦で敗れ、戦後はその反省に立って平和主義を守ってきたわけです。その戦後の体制も、米国が中心になって欧米諸国がつくったものでした。

それに対して、途上国、非欧米の国々が、新国際経済秩序、新国際情報秩序という形で挑戦しました。しかし、途上国は脆弱な経済体制の下にあり、さらに独裁、腐敗にまみれた政権がこういう要求をしても、なかなかその要求は実現しない。80年代にはこうした要求は粉碎されて、冷戦後さらに欧米中心的な、新自由主義的な国際法秩序が再編成されて今日に至っているわけです。

21世紀の「三つの相克」

それでは、21世紀の国際（法）秩序はどうなっていくのでしょうか。わたしは『人権、国家、文明』（筑摩書房）という本を1998年に刊行しました。そのときに、われわれは20世紀から21世紀にかけて三つの大きな相克に直面し、それが21世紀にしばらくは続くだろうと予測しました。

第一の相克とは何か。それは、一方では経済・情報の面でグローバル化・グローバル化がどんどん進んでいく。それは、近代の国際社会の基本的な枠組みであった主

権国家体制を乗り越えるものです。しかし他方において、主権国家体制がなくなるということは、ここ1、2世紀の間には到底考えられない。世界の大半を占める途上国にとって、21世紀はむしろ主権国家・国民国家の確立の時代です。ですから主権国家体制はむしろ強化される。このように、一方では主権国家体制が強固に残り、他方では経済・情報グローバリゼーションが主権国家体制を桎梏と感じて、これと対立する。その相克がある。

二番目は、先進国を中心とした人間尊厳の追求と、途上国・非欧米諸国に強固に残る被害者意識の相克です。

よく「先進国と途上国をどう分けるのか」と訊かれますが、昔はとても面白い回答がありました。タクシーがメーターで走るところは先進国、運転手と交渉しなければならぬところが途上国。これは結構通じる分類でした。もう一つ面白い答えがあつて、泥棒に入られたとき、警察に通報してきちんと問題が片づくのが先進国、警察に通報すると、もっと事態が悪くなるの

が途上国。これと言うと、かつての米国は途上国というオチがありました。いまでも黒人への警察の対応などを見ていると、米国の警察はまだ途上国並みかなという気がします。

真面目な話に戻しますと、先進国とは人間の尊厳が守られる程度が高い国、人間の尊厳が認められないのが途上国。単純に言うとそのいう分類ができそうです。露骨な嫌な言い方をすると、「命の値段」が高い国が先進国で、「命の値段」が安い国が途上国。そう言えます。

米国もかつては多くの兵隊さんが「自由」や「民主主義」のために死んでも平気な国でしたが、いまは米国の兵隊が数百名死ぬと、「もう戦争を止めよう」という話になっていく。ソマリアで確か18人の米国兵士が殺されて、残虐な形で引きずり回されました。それがテレビで全米に報じられると、クリントン政権はたちまちソマリアから撤兵した。これをわたしは、「米国の日本化」と言っています。日本は「命の値段」が高いという意味では世界に冠たる先進国でして、かつてカ

ンボジアに自衛隊を派遣したとき、一人でも自衛隊員あるいは警官が死ぬと、宮澤内閣は撤退するかどうかを考えなければならなかった。

このように、先進国では人間の生命、尊厳の価値が非常に高い。その価値意識が自明視されると、そして、途上国で深刻な人権弾圧がおきると、「あれは何だ、許せない」という市民感情になります。ところが、その途上国には、「何を言っているんだ、かつての植民地支配に対して謝罪もなく、かつて人道的干渉とか、文明化の使命とか、きれいごとを言ってわれわれに干渉して屈辱を味わわせたその国が、『おまえの国は人権弾圧だ、けしからん』と言ってまた干渉してくるのか」という反発がある。こうした欧米先進国と非欧米途上国の対立、相克があります。

第三は、アジア諸国——中国、日本、韓国、シンガポール、インド、インドネシアなど——を含む非欧米諸国の経済的な巨大化と、欧米諸国が保持している知的覇権の対立、相克です。わたしたちはこうやって背広を着て、海外でわたしが講演するときには英語でやる。わ

たしたちは皆、Googleにしろ、CNNにしろ、欧米中心の情報・言論・言説空間の中で暮らしているわけです。それはそう簡単には崩れない。中国やインドが経済超大国・軍事超大国と化したときに、このような言説空間、知的覇権が依然として欧米中心主義的であったならば、そこでの相克、対立というものは、恐るべきものがあるのではないか。

先ほど話しましたように、中国の超大国への復帰というのは、歴史の常態への復帰であって、誰もこれを押しとどめることはできない。安倍晋三政権がいくらか米国と日米同盟を強化して軍事的に拮抗しようとしても、それは虚しい努力です。安倍さんが総理の間はいいかもしれませんが、あと20年、50年もとても保たない。中国の再超大国化は、与件として受け入れざるを得ないということです。

国際法の逆説——力の正当化と拘束

そういう中で、欧米中心主義的なこれまでの世界のあり方をどう変えていくのか。これは非常に大きな問

題になってきます。それを考える前提として、21世紀にも強固に残存する近代主権国家体制と国際法を支える欧米の知的覇権、欧米中心的な「知の力」を簡単に考えてみたいと思います。

ここで「知の力」というのは、ジョセフ・ナイが言った「ソフトパワー」に近い概念です。たとえば、国際会議や国際機関で一体何が問題か、何を議論すべきかの優先順位を設定するアジェンダ設定能力、あるいは、それを基にしていろいろな決議案や条約をつくっていく原案起草力、それが実現するように、様々なメディアを通して世論を誘導していく力。これらは、現在のところ米国の力が圧倒的で、それに次いで西欧が力をもっている。その内実は、一つは法中心主義であり、もう一つは現実主義と言われる思考法です。

法中心主義とは何か。ヨーロッパ文明は他の文明との比較において、法に対する評価が高い文明です（類似したものにイスラーム文明があります。イスラームではシャリーア（イスラーム法）の地位が高い）。ヨーロッパでは昔から法が社会の根幹をなしています。それに対して儒

教圏や仏教圏では、法の地位はヨーロッパやイスラーム文明圏ほど高いものではない。

そういうヨーロッパを中心として国際秩序がつくられ、主権国家体制がつくられ、植民地体制がつくられたわけですから、当然、ヨーロッパ文明における法中心主義が世界にも広まりました。米国は、ある意味でそれが極端な国で、米国の政治指導者のほとんどが法曹資格をもつ人々（法律家）であることは皆さんもご存じだと思います。極めて法の役割が強い国です。ヨーロッパの法中心主義、米国の法中心主義が、現在の国際秩序に反映している。これが一つです。

こういった法中心主義は、米国の建国の理念に基づく規範的な普遍主義の一つと結びついて、「法律家的・道徳家的アプローチ」——かつてジョージ・ケナンが厳しく批判した米国外交のアプローチ——という性格を帯びることがあります。これに対する反発、批判として、「現実主義」アプローチがあります。戦間期のE・H・カー『危機の二十年』から戦後のモーゲンソー『国際政治』、ケネス・ウォルツの『構造現実主義』（ネオリ

アリズム)などの「現実主義」が、代表的なものです。こういった現実主義は軍事力と経済力を重視して、かなりの確に現在の国際秩序のあり方を語ってはいる。ただ、その「現実主義」が過小評価していたのが「ソフトパワー」ないし「知の力」であって、それを提起したジョセフ・ナイの主張は時代の見通しをもった非常に優れた議論だったと思います。

ソフトパワー、知の力としての観点から見ると、国際法は力を正当化するイデオロギーとして重要な意味をもっています。19世紀から20世紀初頭の国際法は、戦争を違法なものとはしなかったし、植民地支配も違法としなかった。ですから、日本の朝鮮併合は国際法上は合法的に行われたとされるわけです。大英帝国の植民地支配もフランスの植民地支配も、国際法上合法と考えられてきました。

一般に法は現状を正当化する機能を営むわけですが、これが最も赤裸々に表れるのは国際法です。国際法は大国が自国の政策を正当化する道具であるという見方は現実主義者が強調するところであって、それは一面

では正しい。ただ、法は普遍的なものと社会構成員に認識されているので、ダブルスタンダード、つまり他者に対しては法を適用するけれども自分は法から逃れるということは非常にやりにくい。無理やりやると、それは法を悪用した自己利益の追求であるという批判を容易に招いて支配の正当性に傷がつく。そういうものなので、法は確かに力を正当化するが、その力を正当化した主体自身、事後的に自らの行動が拘束されるという逆説的な機能を営むこともあるわけです。

米国の「人権」概念の特異性

ここで人権について一言だけお話ししておきます。

わたしたちは「人権」と言いますが、英語では human rights が人権に当たる言葉です。ところが米国では、human rights という言葉では米国内のことはあまり問題にされない。この国での human rights とは国外の人権の問題であって、国内では civil liberty という言葉が多く使われております。その場合、米国では経

済的・社会的権利、日本や西欧諸国、あるいは途上国では当然視している生存権、あるいは「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」といった社会的・経済的権利は、civil libertyに入らない。米国は先進国の中で、唯一、経済的・社会的・文化的権利に関する国際規約（社会権規約）を批准していない国です。近い将来も批准することはないと考えられている。そのことはあまり知られていませんが、貧乏人は民間の医療保険に入れないから重病になったら医者にも診てもらえず死ぬほかないという、こわい国です。オバマ・ケアはこれを変えようとしたのですが、うまく行っていない。

ところが、その米国の特殊な人権観が、米国の「知の力」によって国際社会で流布している。「人権」はいろいろな国で切り札として使われ、社会のあり方に影響力を及ぼして、そういう人権観に見合った社会づくりが行われている。ところが、世界的な知的影響力をもつ米国で重視されるのは経済的自由です。これはワイマール憲法後の社会国家理念に基づく経済的人権で

なく、米国の自由主義的な経済体制を世界中に広めていくという路線に合致した人権です。こうした「自由」至上主義はきわめて問題ですが、米国の「知の力」でそれが世界的に広まっている。

人権の力が劇的に示されたのは、ヘルシンキプロセスでした。1975年に全欧安全保障協力会議が開かれて、西欧でも東欧でも人権を保障する最終宣言が採択された。その後、これをテコにしてNGOとメディアの活動が活発化して、人権をテコとする民主化の流れが、あれほど強固に見えたソ連・東欧諸国の専制体制を打倒して、1989年に「ベルリンの壁崩壊」という形で体制の変革をもたらした。こうした形が中国でいつ起こるのか、起こらないのか。これから非常に関心のあるところだろうと思います。

終わりに

「はじめに」で申し上げましたように、21世紀世界における中国の台頭はいろいろなことを考えさせてくれます。その一つは「大東亜共栄圏」です。かつて近衛

文磨が「英米本位」の国際秩序への挑戦を語り、それは日本で非常に大きな影響力をもちました。京都の哲学者を中心として「近代の超克」が語られ、大東亜共栄圏という発想が出てきた。先に述べた「中国の夢」は、この大東亜共栄圏と重なるものをもっている。

大東亜共栄圏は、日本を盟主とした、欧米中心の国際体制への挑戦であり、日本の侵略を正当化するイデオロギーでしたが、一定程度はそれを支持した非欧米諸民族の共通の夢でもあった。「中国の夢」も、現在の中国中心の富国強兵路線を正当化するイデオロギーですが、同時にそれは、これまで数世紀続いてきた欧米中心の国際体制を変える「非欧米諸民族の共通の夢」という面をももっている。

これにどう対応すべきか。「日米同盟の強化」という議論もありますが、先ほど述べたように、日本の地政学的地位と米国の力の相対的低下傾向を考えた場合、「日米同盟の強化」で強大化する中国に対峙できる時間は限られていると思います。このことを、わたしたちは「不都合な真実」として認識し、受け入れなければ

ならない。日本を欧米先進国のジュニアパートナーと見る見方は日本の一面を示しているが、あくまで一面ではない。好むと好まざるとにかかわらず、日本は中国を中心とする東アジア文明圏の一員であることを認めなければならない。

実際、19世紀中葉までの2000年の長きにわたって、日本は中華文明の「準構成員」だったのです。21世紀を通して、日本は中国の隣国としてその巨大な力と影響の下に生きて行かざるを得ないのです。そうである以上、「中国と対峙する」より、中国といかに仲よくつき合うか、どうすれば中国にいい隣国になつてもらせるかを考えたほうがいい。

孫文は、1924年に有名な「神戸演説（大亜細亜主義講演）」で、日本に「西洋覇道の犬となるか、或は東洋王道の干城（守りびと）となるか」という問いを突きつけました。日本は残念なことに覇道の道を歩んで、自らの国をほとんど滅ぼすに近いく所に至って、戦後はその反省から平和主義国家として生きてきた。

現在の中国を見て、多くの人はこの孫文の言葉をそ

のまま中国に投げかけたいと思うのではないでしょう
か。実際、わたしは2011年に北京で開かれたアジア
国際法学会の第三回大会の基調報告者として講演し
たとき、最後にこの問いを発して講演を終えました。
幸いなことに、盛大な拍手をもって迎えられ、多くの
参加者から「よくぞ言ってくれた。あなたでなければ
なかなかあれを北京では言えない」と言ってもらいま
した。

中国の参加者からはどういう反応があったか。うれ
しいことに、「よくぞ言ってくれた。われわれ中国人も、
その通りと思う」という声が多かった。ただ、もちろ
んそうでない声もありました。「そう言われるのはわか
る気もするが、日本人にはあまり言われたくない」と
いう声もありました（笑）。

この最後の点も重要な問題です。わたしは日本の戦
争責任の問題をこれまで研究してきました。日本人と
して中国に正論を言う場合、あるいは苦言を呈する際、
日本が中国に何をやってきたかということを踏まえて
言わないと、逆に反発をかうという問題、これはまた

別途機会があればお話ししたいと思います。

以上、甚だ大風呂敷を広げた報告でしたが、これで
講演を終えます。ご清聴ありがとうございました。

（おおぬま やすあき／明治大学特任教授）